

資料	No.
(仮称)白川地区土地造成事業 判定手続	1

(仮称)白川地区土地造成事業に係る 環境影響評価手続について

令和2年3月

神戸市環境局

(仮称) 白川地区土地造成事業に係る判定願について

1 事業者

株式会社兵庫環境 代表取締役 松岡 成二

2 事業の概要

(1) 事業実施区域：神戸市北区下谷上字中一里山16-20他

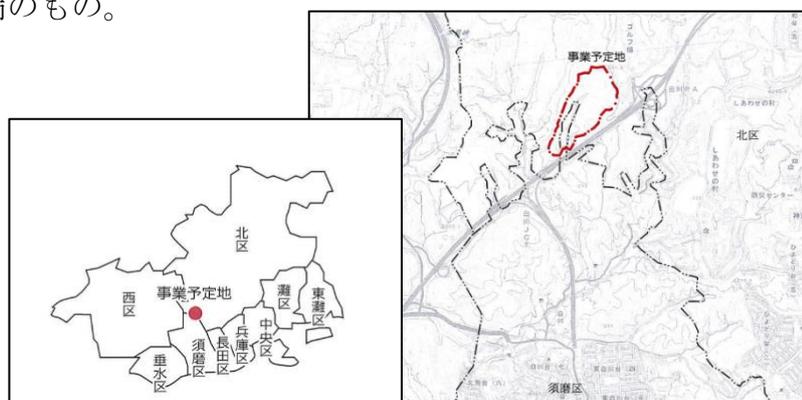
神戸市須磨区白川字地蔵坊740-1他

(2) 事業の種類：陸域の土砂埋立て又は盛土

(3) 事業の規模：事業区域17.5ha（うち改変面積 9.9ha）（第2類事業※）

※ 第2類事業：全ての条例手続を行う第1類事業に比べ小規模な事業等であり、位置・規模・内容等を勘案し、一部の手続（実施計画書、評価書案、及び評価書の手続）の可否を判定する事業。

陸域の土砂埋立てについては自然地形改変面積が5ha以上20ha未満のもの。



3 手続の実施状況

		事業者	神戸市
事前 配慮書 手続	事前配慮書の提出	令和元年9月27日	
	事前配慮書の縦覧・意見募集		令和元年10月21日～ 12月4日(45日間) (意見書0件)
	住民説明会	令和元年10月31日(5名)	
	環境影響評価審査会		令和元年11月25日 令和元年12月13日
	市長意見書の送付		令和元年12月25日
判定 手続	判定願の提出	令和2年2月12日	
	環境影響評価審査会		令和2年3月4日

環境影響評価手続の流れ（概要）

は平成 25 年 10 月 1 日より追加

